

第2部

令和2年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1章

男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。

男女共同参画会議においては、新たな男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方や「女性活躍加速のための重点方針」に関する調査審議を行う。

男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワーク等を通じた民間・地域との連携体制づくりを進め、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGO等との連携を図るとともに、個別のテーマ・課題について重点的な活動を行うチームを組織し、取組の裾野の拡大や連携の強化を図る。

第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

男女共同参画会議及び専門調査会での意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性活躍加速のための重点方針2020」（以下「重点方針2020」という。）を決定し、各府省の概算要求に反映させる。また、男女共同参画会議は、「重点方針2020」に基づく各府省の予算概算要求等の状況について検証する。

各府省は、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

内閣府は、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（影響調査）を行い、調査結果を広く国民に公表する。令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が性別によって雇用や生活等に与えている影響の違い等についての調査・分析を実施・検討する。また、男女共同参画に関する施策についての苦情及び男女共同参画に関する人権侵害等の把握を図る。

独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）では、「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施するとともに、女性教育情報センターにおいて、男女共同参画・女性・家庭・家族に関する国内外の広域的・専門的な資料・情報を収集し、広く提供する。また、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”¹」及び女性アーカイブの整備充実を推進する。

第3節 地方公共団体や民間団体等における取組の強化

内閣府は、地方公共団体に対して、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動に対して、地域女性活躍推進交付金による支援、先進事例の収集等の施策を展開するとともに、市町村が策定する男女共同参画計画を支援するためアドバイザーを派遣するなどの総合的な支援を図る。

さらに、男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者等に対し、地方公共団体における男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力を高めるため、研修を行う。

国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性

¹ 国立女性教育会館 女性情報ポータル“Winet（ウィネット）” <https://winet.nwec.jp/>

教育のナショナルセンターとして、国内外の男女共同参画の推進に向けた人材育成を図るための研修等を行うとともに、男女共同参画に関する調査研究の

成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援する。

第2章

男性中心型労働慣行等の 変革と女性の活躍

第1節

長時間労働の削減等の働き方改革

第196回通常国会で成立し、平成30（2018）年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）に基づき、同一労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等について、スピード感をもって実行していく。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行う。

また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。）に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施する。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行う。さ

らに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会²（以下「東京2020大会」という。）に関する調達や民間企業等における各種調達でも国と同様の取組が進むよう働きかけを行う。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等の働き方・休み方の改善のための具体的な取組方法について、業種や企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行う。また、労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する助成等、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が行われている事業場に対して重点的な監督指導を行う。

内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」という。）、女性活躍推進法等を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。

人事院においても、平成31（2019）年4月から施行された超過勤務命令の上限に関する制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導するなど、引き続き各府省における取組を支援していく。

総務省では、令和元（2019）年度に地方公共団

² 令和2（2020）年3月30日に、東京オリンピックは令和3（2021）年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。

体職員間の意見交換を通じ、女性活躍を始めとするダイバーシティ・働き方改革推進に向けた実践的な取組手法を取りまとめた「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック」の作成を行ったところであり、各地方公共団体に対して職員の時間外勤務縮減等、働き方改革に向けた一層の取組を働きかける。さらに、テレワークの活用など、地方公務員のワーク・ライフ・バランス推進に資する先進的な取組事例の情報提供を行う。

第2節

家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、「イクメン企業アワード」等を通じた好事例の周知のほか、参加型公式サイト³の運営や男性の育児休業取得に向けた様々な情報を記載したハンドブックの配布を行う。併せて企業担当者等を対象としたセミナーを全国各地で開催するほか、公式サイト³の充実等情報発信を強化し、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。

さらに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、育児休業、介護休業等の申出・取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成21年厚生労働省告示第509号。以下「育児休業等に関するハラスメント指針」という。）の内容の周知徹底を図るとともに、指導等により、同法の着実な履行確保を図る。

第3節

男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、「女性活躍加速のための重点方針2019」（令和元年6月すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「重点方針2019」という。）を踏まえ、引き続き、男性の暮らし方・意識の変革への気運醸成のための普及啓発活動として、令和元（2019）年度に引き続き、主に子育て世代の男性が家事・育児等の中、料理への参画を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンなど、「男性の家事・育児等参加応援事業」を実施するほか、内閣府のホームページを通じた情報提供を行う。

また、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、各種イベントにおいて妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるようハンドブックを活用した啓発活動等の推進を引き続き実施する。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する（本章第2節参照）。

第4節

ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では³、女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化等が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向け、関係法令の改正内容等の周知を行う（対象拡大は令和4（2022）年4月1日施行）。

内閣府では、上場企業のうち女性役員比率が高い企業の一覧や女性活躍推進のメリット等をまとめた企業向けリーフレットを作成することで、引き続き「見える化」を実施し、機運の醸成を図る。

また、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象とした表彰制度（内閣総理大臣表彰及び内閣府

³ 内閣府は公務部門（特定事業主行動計画、都道府県・市町村推進計画、協議会等）を、厚生労働省は民間部門（一般事業主行動計画等）を担当。

特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施する。

さらに、様々な立場にある女性が、自分に必要な支援を選択し、円滑に利用できるよう、各実施機関の支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」について掲載情報等の充実を図る。

加えて、平成26（2014）年企業経営トップ等が、女性活躍促進のためにトップ自らが取り組む実践的
具体策として、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・公表している。その賛同者を拡大していくとともに、賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングの開催、取組の好事例の情報発信等を行う。

厚生労働省では、女性活躍の推進に向けて企業が行う取組を促進する（第3章第4節参照）。さらに、女性活躍推進に取り組む事業主に対する支援を行う（第4章第3節参照）。

経済産業省では、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定する。また、女性をはじめ多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業（「新・ダイバーシティ経営企業100選」、「100選プライム」）を表彰・選定することを通じて、ダイバー

シティ経営の普及啓発を行う。

第5節 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

社会保障制度については、女性を含め、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、被用者保険の適用拡大を進めることとしている。具体的には、平成28（2016）年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした適用拡大に加えて、平成29（2017）年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。また、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2（2020）年5月に成立したところであり、その円滑な施行に努める。

民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

第3章

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節

政治分野における女性の参画拡大

政治分野における女性の参画の拡大に向けて、「社会のあらゆる分野において、令和2（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を踏まえ、第4次基本計画において、政府として、衆議院議員及び参議院議員の各選挙における候補者に占める女性の割合について、令和2（2020）年までに30%を目指すこととしている。

また、平成30（2018）年5月に公布・施行された、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）では、国及び地方公共団体の責務等を規定している。内閣府及び総務省では、同法の概要等を地方公共団体に周知するとともに、同法を踏まえた必要な施策を行う。

第2節

司法分野における女性の参画拡大

第4次基本計画に基づき、検察官、裁判官及び弁

護士について女性の参画の拡大に取り組むこととしている。検察官については、同計画において、検事に占める女性の割合について令和2（2020）年度末までに30%とするという目標を掲げており、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、継続就業のための環境整備に配慮する取組等、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。

第3節 行政分野における女性の参画拡大

（国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大）

内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」、女性活躍推進法等を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。その際、ワーク・ライフ・バランスの確保を図るために現状行われている取組について、個々の職員の意識、受止め、改善ニーズ等を把握し、課題を整理し、的確な対応を検討していくことで、一層効果的に進める。

特に、女性国家公務員の採用・登用の拡大については、第4次基本計画における政府全体の目標（国家公務員採用試験からの採用者、国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合についてそれぞれ毎年度30%以上、令和2（2020）年度末までに、係長相当職（本省）、地方機関課長・本省課長補佐相当職、本省課室長相当職、指定職相当に占める女性割合について、それぞれ30%、12%、7%、5%）を掲げているところである。各府省は、女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画や「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」及び各府省等の取組計画に基づき、以下の取組を進める。

女性の採用については、国家公務員を志望する女性の拡大に向けて、新規採用だけでなく経験者採用試験等を含めた中途採用についても、内閣官房内閣人事局と各府省等有機的に連携・協力し、国家公務員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動等を実施する。

女性の登用については、将来指導的地位に登用される候補者を確実に育成し、できる限り多くの女性職員が活躍することができるよう、内閣官房内閣人事局と各府省等が連携・協力しながら、女性職員の職域の拡大や研修等を通じたキャリア形成支援と計画的な育成や、育児・介護等と両立して活躍できるための改革に強力に取り組む。

また、男性職員の家庭生活（家事、育児、介護）への参加を促進するため、大臣や事務次官、官房長等がメッセージを発出すること等により、職場の雰囲気醸成、管理職員に対する意識啓発、職員への仕事と家庭の両立支援制度の周知等を行う。

特に、第4次基本計画における男性職員の育児休業取得についての政府目標（13%）の確実な達成や、「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）について、全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを、さらに、令和元（2019）年末に新たに決定した「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元年12月27日女性活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、取得促進の取組を進める。

加えて、男女全ての職員の「働き方改革」を進めるため、「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」を踏まえ、働き方に対する価値観・意識を改革する。業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした優秀な取組事例の横展開を図るとともに、フレックスタイム制や、テレワークの推進等による働く時間と場所の柔軟化を進める。また、業務継続とワーク・ライフ・バランス推進双方の観点から「働き方改革」に重点的に取り組む期間として、7月から9月の間に「働き方改革推進強化月間」を実施し、業務の見直しやテレワークの推進、休暇の計画的な取得等に取り組む。

人事院においては、女性国家公務員の採用拡大に向けて、各府省や大学等と連携し、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等に関する効果的な情報提供を行うことで、より多くの女子学生等の進路選択を公務志望に結び付けていく。

また、女性職員の登用拡大に向けては、引き続き、

女性職員を対象とした研修の実施を通じて、女性職員に対して相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会を付与するとともに、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図る。また、「メンター養成研修」の実施を通じて意欲と能力のある女性職員を支援するなど、女性職員の働きやすい勤務環境の整備を推進する。

仕事と育児・介護の両立支援策については、性別にかかわらず制度が適正に利用されるよう、引き続き各府省に求めていく。

国の審議会等委員については、第4次基本計画における目標（令和2（2020）年までに、女性委員の割合が40%以上、60%以下）の達成に向け、積極的な取組を推進する。

（地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大）

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、第4次基本計画において、令和2（2020）年度までに、都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者、都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合については、それぞれ40%、都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合については、令和2（2020）年度末までに、本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合について、それぞれ30%、25%、15%、10%程度、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合については、令和2（2020）年度末までに、本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合について、それぞれ35%、30%、20%、10%程度という目標を設定している。

総務省は、各地方公共団体の特定事業主行動計画に基づく取組に対する支援を充実させる。

令和元（2019）年度に開催した「女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会」において地方公共団体職員間の意見交換を通じた実践的な取組手法の検討を行い、「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック」の作成を行ったところである。令和2（2020）年度も、地

方公共団体職員間の意見交換や課題に対する対応策についての検討を行う。

また、女性職員の計画的な育成、時間外勤務の縮減、柔軟で多様な働き方の推進、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた職場環境の整備など、女性活躍・働き方改革に資する先進事例や、ロールモデル職員及び「イクメン職員」の活躍事例について紹介を行う。

女性職員の人材育成に関しては、自治大学校における「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」及び各研修課程での「女性活躍・働き方改革」に関する講義を実施する。

消防庁では、消防吏員の女性比率を、令和8（2026）年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としている。消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費を支援している。また、消防吏員を目指す女性を増やすため、消防本部と連携しながら積極的な広報を展開するなど、引き続き取組を推進する。

また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行う。

警察では、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合等を盛り込んだ計画を策定しており、令和5（2023）年中に全国平均で約10%とすることを目標として、女性警察官の採用・登用の拡大に向けた取組を推進していく。

第4節

経済分野における女性の参画拡大

内閣府及び厚生労働省では、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する（第2章第4節参照）。

内閣府では、平成28（2016）年度に開発した「女性リーダー育成モデルプログラム」を用いて、企業における女性役員候補の更なる育成に向け、平成29（2017）・平成30（2018）・令和元（2019）年度の結果も踏まえつつ、女性役員育成研修を地方公

共団体等との共催で実施することで、その効果や課題を明らかにするとともに、事業の成果を幅広く共有することにより、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を図る。

また、令和2（2020）年度は、欧米等で活発化しているジェンダー投資について、その実態や状況について調査を行う。

加えて、上場企業のうち女性役員比率が高い企業の一覧や女性活躍推進のメリット等をまとめたリーフレットを作成し、全上場企業に送付等することで、引き続き「見える化」を通じた気運の醸成を図る。

さらに、民間企業における女性の社外役員等への登用を促すべく、国の審議会等の女性委員や女性役員育成研修修了者等に関する情報について「女性リーダー人材バンク」サイトにおいて公開するとともに、当該サイトの広報・周知を図る。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、企業における女性活躍推進の取組を促進する（第2章第4節及び第4章第2節参照）。

また、女性活躍推進法に基づいて策定された一般事業主行動計画に従って企業の取組が着実に進むよう、助言指導等を行うことで法の実効性を確保するとともに、より多くの企業が「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定（令和2（2020）年6月1日施行）を目指し取組を進めるよう周知・啓発を図る。

さらに、女性活躍推進法に基づく取組が努力義務とされている常時雇用する労働者が300人以下の中小企業に対しても取組を加速化させていく必要があることから、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」や「中小企業のための女性活躍推進事業」の実施により、引き続き中小企業の女性活躍推進の取組を促す。

併せて、「女性の活躍推進企業データベース」について、学生をはじめとした求職者の利用をさらに促進するため、機能拡充及び利便性の向上を図るとともに、企業に対して登録の促進を図る。

以上の取組に加えて、女性の職業生活における活躍の推進をより一層加速するため、一般事業主行動計画の策定等の義務対象企業の拡大や情報公表の強

化などを盛り込んだ女性活躍推進法等一部改正法が第198回通常国会において成立したところであり、改正内容についてあらゆる機会を通じて周知徹底を図るとともに、同法の着実な施行を通じて、女性の能力を十分に発揮できる職場環境を整備していく（令和2（2020）年6月1日施行、対象企業の拡大は令和4（2022）年4月1日施行）。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」等の選定や、ダイバーシティ経営の普及啓発を行う（第2章第4節参照）。

第5節 その他の分野における女性の参画拡大

内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、女性の参画拡大の促進に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションの導入等の取組が進むよう働きかける。また、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について調査し、女性の参画状況等について情報提供を行う。

第4章

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節

M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

(ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等)

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組状況の点検・評価を行うための総合調整を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する調査や好事例等の情報の収集・提供を行う。また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法及び「公共調達等取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を、国、独立行政法人等で着実に実施していくほか、努力義務となっている地方公共団体で国に準じた取組が行われるよう働きかけを行う。また、東京2020大会に関する調達や民間企業等における各種調達でも同様の取組が進むよう働きかけを行う（第2章第1節参照）。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が行われている事業場に対して重点的な監督指導を行う。さらに、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月策定、平成30年7月変更）を踏まえた取組を着実に推進する。

また、女性活躍推進法において、事業主が自社の労働者の労働時間の状況等を把握した上で、行動計画を策定することを義務付けており、着実な履行確保に取り組む。さらに、自社の女性の活躍状況に関する情報公表項目の選択項目のひとつとして「労働者の一月当たりの平均残業時間」を盛り込んでおり、

情報公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」において公表を行うことを促進する。

総務省では、地方公共団体に対する助言、情報提供や女性活躍をはじめとするダイバーシティ・働き方改革を推進するための実践的方策についての調査研究を行う（第2章第1節参照）。

(ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現)

内閣府では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会全体の気運を醸成するための取組として、「仕事と生活の調和」推進サイトを通じて、関係省庁の施策、関係団体等の取組や、「カエル！ジャパン」キャンペーンへの登録企業・団体の取組等を周知する。

また、企業等の取組を支援するための「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や周知情報を分かりやすく紹介するほか、経済団体との共催により企業経営者や管理職を対象にした「トップセミナー」を開催し、企業の先進的な取組事例や仕事と生活の調和に取り組むメリットに関する情報を提供する。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法等で定める妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止や、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントに係る事業主の防止措置義務について周知・履行確保を行う。また、雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行う（第2章第2節参照）。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん）及び特例認定制度（プラチナくるみん）の周知等により、認定を目指す企業の取組を促進する。

そのほか、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅周辺等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を拡充する。

また、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」や「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進に取り組むとともに、同プランに基づき円滑な育児休業・介護休業の取得、職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して助成金を支給する。特に、介護離職防止に取り組む事業主に対する助成金（介護離職防止支援コース）について、介護休業及び介護両立支援制度の利用日数の要件緩和等を行うとともに、男性の育児休業等取得促進に取り組んだ事業主に対する助成金（出生時両立支援コース）において、男性労働者の育児休業取得前に個別面談等育児休業取得を後押しする取組を実施した場合の加算措置を設けることにより、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主に対する支援を拡充する。

そのほか、「女性の活躍・両立支援総合サイト 両立支援のひろば」において、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例の周知を行うことにより、効果的・効率的な情報提供を行う。

加えて、多様な働き方の一類型である「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、「短時間正社員」制度導入・運用支援マニュアルを配布し、併せて、パート・有期労働ポータルサイト⁴に掲載することにより、短時間正社員制度の周知を図る。

さらに、関係省庁が連携し、仕事と子育てや介護との両立等柔軟な働き方が可能となるテレワークについて、「テレワーク・デイズ」や「テレワーク月間」等の取組を通じた普及促進を図る。

総務省では、地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に向け、関係団体等と連携し「テレワーク・サポートネットワーク」による普及展開を行うほか、テレワーク環境整備のための費用補助、テレワーク導入を検討する企業等への専門家による相談対応、テレワークに先駆的に取り組む企業等に対する表彰、全国でのセミナー開催等の取組を引き続き実施する。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者

が、そのニーズに応じ、地域内外の女性・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保するため、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行う。

(男性の子育てへの参画の促進、育児休業・休暇の取得促進)

内閣府では、男性の家事・育児等参加に対する普及啓発活動を行う（第2章第3節参照）。

また、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、ロゴマークやハンドブックを活用した啓発活動等を引き続き実施する。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」や助成金の支給による企業への支援を引き続き実施する。また、男女別の育児休業取得率の情報公表が進むよう、取組を促す（第2章第2節参照）。

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

(男女雇用機会均等の更なる推進)

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底を行うとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する事業主に対しては、引き続き是正指導を行う。さらに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

(男女間の賃金格差の解消)

厚生労働省では、労働基準法第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、情報公表、女性活躍推進に関する状況が優良な事業主に対する「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」（令和2（2020）年6月1

⁴ 「パート・有期労働ポータルサイト」 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

日施行) 認定等の取組の促進を通じて、女性の継続就業年数の長期化や管理職の女性割合の増加を図ることで、男女間賃金格差の是正に向けて取り組む。

(女性に対する各種ハラスメントの防止)

厚生労働省では、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。), 「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(平成28年厚生労働省告示第312号。以下「妊娠、出産等ハラスメント指針」という。)及び「育児休業等に関するハラスメント指針」等の内容も含め周知啓発を行うとともに、事業主に対し、セクシュアルハラスメント対策、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント対策及び事後の適切な対応等について指導を行う。また、労働者及び事業主等からの相談に対しては、適切に対応する。

加えて、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止に向け一体的に施策を推進する。また、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め集中的広報等を実施する。

令和2(2020)年6月1日から、以上の取組に加えて、職場におけるハラスメント防止対策を強化するため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等に関して相談をしたこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止などを盛り込んだ改正男女雇用機会均等法等の内容について周知・啓発を行うなど、誰もが働きやすい職場づくりを進めるための対策を進めていく。

第3節

ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進する(第2章第4節参照)。

厚生労働省では、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られる

よう、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な取組の促進に向けポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援を行う。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」等の選定や、ダイバーシティ経営の普及啓発を行う(第2章第4節参照)。

国土交通省では、トラック運送業における働きやすい職場環境の整備に向けて、引き続き、「ホワイト物流」推進運動の拡大・深度化を図るなど、荷主と物流事業者等が一体となった取引環境の適正化を進めるとともに、中継輸送の普及・実用化に向けた周知等を実施する。また、引き続きトラガール促進プロジェクトサイト等を活用して、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた経営者の啓発等に取り組む。

タクシー事業においては、女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者支援・PRをすることにより、女性の新規就労・定着を図るべく、平成28(2016)年に創設した「女性ドライバー応援企業」認定制度に基づく認定を引き続き行っていく。

自動車整備事業においては、運輸支局長等による高校訪問や経営者向け人材確保セミナー等にて、女性活躍促進に向けた環境整備について取りまとめた「自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン」の周知を行う。

建設産業においては、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」(令和2(2020)年1月策定)を踏まえて、アクションプログラム策定の検討等、各地域における女性定着のための取組を積極的に推進する。

海事産業においては女性が働きやすい職場環境整備の一層の促進を図るため、「海事産業における女性活躍推進の取組事例集」の拡充により、情報発信を強化する。また、女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域の造船企業と連携する等、造船専門教育の充実を図る。さらに、女性船員の活躍促進に向け、国や海運事業者等の関係者が連携し、女性船員に関する情報の発信を実施するとともに、女性を含めた多様な人材の活躍の推進を図るため、船員の働き方改革の議論を進め、令和2(2020)年夏頃にその方向性をとりまとめる。

国立女性教育会館では、企業のダイバーシティ(女性の活躍促進)の推進者、管理職等を対象に、企業

における女性活躍の取組事例等を紹介する「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を実施する。

第4節 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

厚生労働省では、非正規雇用対策については、平成28（2016）年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づいた取組を引き続き進めていく。

また、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）及び改正労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）が、令和2（2020）年4月から施行される（パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の適用は令和3（2021）年4月1日）。

引き続き、円滑な施行に向けて、事業主が何から着手すべきかを解説する「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や、各種手当・福利厚生・教育訓練・賞与・基本給について、具体例を付しながら不合理な待遇差解消のための点検・検討手順を詳細に示した「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を活用し、周知を行う。また、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援するために、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援・普及促進等を行う。

加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30（2018）年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による個別相談やセミナー等を引き続き実施する。

なお、中小企業については、パートタイム・有期雇用労働法の適用が令和3（2021）年4月からとなるため、引き続き、有期雇用労働者やパートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、労働契約法の周知や、パートタイム労働法の周知・指導等により、これらの法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者等の雇用管理改善に向けた事業主の取組を支援するため、事業主に対する職務分析・職務評価の

導入支援・普及促進等を行う。

さらに、職種、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の普及・拡大を図るため、雇用管理上の留意事項や企業の取組事例について、セミナーの開催や専用サイトへの掲載により周知を行う。

さらに、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者本人の希望を踏まえて労働時間の延長等を行う事業主に対する支援を実施する。

有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件や、育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置について周知徹底を図るとともに、指導等により、同法の着実な履行確保を図る。

行政機関で働く非常勤職員について、育児休業や介護休暇等の制度の周知・普及を図るとともに、非常勤職員の制度の趣旨、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、引き続き配慮や助言を行う。

人事院では、国の行政機関で働く一般職の非常勤職員について、引き続き育児休業や介護休暇等の制度の周知を図る。

国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29（2017）年5月に、平成30（2018）年度以降、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与の支給を開始すること等について各府省等間で申し合わせており、着実に処遇改善が進んできているが、まだ当該申合せに沿った対応が取られていない非常勤職員も存在していることも踏まえ、引き続き、本申合せに沿って、非常勤職員の処遇改善を進めていく。

総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための改正法（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号））の施行（令和2（2020）年4月施行）により、各地方公共団体で導入される会計年度任用職員制度について、制度導入後の運用の実態を把握した上で必要な情報提供を行う。

第5節 再就職、起業、自営業等における支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、

保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施するとともに、子育て女性等への支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。また「仕事と育児カムバック支援サイト」による再就職セミナーやイベントなどの情報提供、子育て等により退職した者を再雇用した企業を助成金により、支援していく。

公的職業訓練において、子の育児等のため職業訓練を受講することが困難な者が、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、短時間の訓練コースの実施や託児サービスの提供を推進する。

加えて、全国の女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣、法令・判例などの各種情報提供等女性関連施設等に対する支援施策を実施

する。

また、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進する。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、引き続き女性等を対象とする低利融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）を実施する。また、無担保・無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行う。

文部科学省では、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行う。

第5章

地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

第1節

地域活動における男女共同参画の推進

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されることが必要である。

内閣府では、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけるとともに、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、アドバイザーの派遣を行う。

厚生労働省では、「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や、地域住民相互の支え合いによる共助の取組への支援（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能

とする特別な休暇制度の普及促進（特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業）を実施する。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化活動の振興を図る。

国立女性教育会館では、地域における男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設の管理職、地方公共団体職員及び女性団体のリーダーを対象に、男女共同参画の視点を持った地域づくりや、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等について学ぶ、「地域における男女共同参画推進リーダー研修（女性関連施設・地方自治体・団体）」を実施する。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を目指す「女性関連施設相談員研修」を実施する。

さらに、行政、女性団体、NPO、大学・企業等

の担当者が組織・分野を越えて、連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施する。男女共同参画の視点から、地域の土台づくりを行う人材育成を図るため、地域のセンター等での事業の企画・運営に携わる職員を対象に「学習オーガナイザー養成研修」を実施する。その他、女性関連施設の機能の充実・強化を図るための調査研究等の成果を普及する。

第2節 地方創生における女性の活躍推進

内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域女性活躍推進交付金により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行う。また、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地方公共団体に同法に基づく推進計画を市町村が策定する際には、都道府県と市町村の適切な連携が有効であることを周知し、男女共同参画計画等の改定のタイミングに合わせた策定を支援していく。

また、地域女性活躍推進交付金により、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる支援等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方自治体が行う取組を支援する。

消費者庁では、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、引き続き地方公共団体に対し、消費生活相談員の雇止めの見直しを含む処遇改善を働きかけるほか、登録試験機関が行う消費生活相談員資格試験の適切な運用及び平成31（2019）年4月に施行された指定消費生活相談員制度の適切な実施により消費生活相談員がその職務と能力にふさわしい専門職としての適切な評価を得られるよう、引き続き、地方公共団体の長への働きかけを行うとともに、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体の消費生活相談員の処遇改善に係る取組を支援する。

第3節

農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）を踏まえて、農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者等の声を地域農業に関する方針等に反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことも踏まえ、委員・役員の任命・選出に当たっては、男女共同参画の視点に配慮するよう、女性の参画拡大に向けた取組を引き続き促進する。

さらに、女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、農業地域のリーダーとなり得る女性農業者を育成するための取組を推進する。

そのほか、女性林業者等を対象に実施する交流会や研修会、優良活動事例等の情報提供、起業活動のためのネットワーク構築等に対する支援や女性林業者の活躍促進のための課題解決に向けた取組を行い、山村地域における女性の活躍を推進する。

加えて、漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む特産品の加工開発、直売所の経営等の実践活動やその成果報告会の開催等に対し支援を行い、漁村地域における女性の活躍を推進する。

第4節

農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

農林水産省では、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化する。また、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとと

もに、農業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、家族経営協定の締結の促進や、女性農業者が働きやすい環境の整備を推進する。加えて、女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援する。

また、農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

さらに、漁業・水産業の現場で活躍する女性が日々の生活や仕事の中で培った知恵を、様々な企業のシーズと結び付け、新しい商品やサービス、情報を社会に広く発信する「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の取組を推進する。

第5節

男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境省は、環境保全等に関して、高い関心を持つ女性の豊かな知識や経験がより広く生かされるよう、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。

文部科学省では、平成27（2015）年の持続可能な開発目標（SDGs）の策定及び令和2（2020）年に開始した持続可能な開発のための教育（ESD）に関する新しい国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」等を踏まえ、引き続きジェンダー平等や女性のエンパワーメントを含む普遍的原則の必要性等を十分考慮しながらESDを推進していく。

第6章

科学技術・学術における男女共同参画の推進

第1節

科学技術・学術分野における女性の参画拡大

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）に基づき、計画に掲げられた女性研究者の新規採用割合に関する目標値（自然科学系全体で30%）の達成に向けた取組を産学官の総力を結集して推進する。また、研究等とライフイベントの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を促進する。

第2節

女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

文部科学省では、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシ

ティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」を実施する。令和2（2020）年度においては、「特性対応型」を新設し、分野や機関の研究特性や課題等に対応し研究効率の向上を図りつつ、女性研究者の活躍を促進する取組を支援する。

独立行政法人日本学術振興会においては、博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援する「特別研究員（RPD）事業」を引き続き推進する。

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、文部科学省において女性研究者の研究環境整備や研究力向上に取り組む機関の連携を図り、他機関への普及・展開を行う全国ネットワークの構築、海外事例の調査分析等を踏まえた支援方策の検討や、女性教員比率等ダイバーシティ環境情

勢の状況に応じた国立大学の運営費交付金の配分を行う。また、内閣府子ども・子育て本部，文部科学省，経済産業省，厚生労働省において，子育て中の研究者の多様な保育ニーズに対応できる学内保育施設やサポート制度等の充実を促進する。

第3節

女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

内閣府では，理工系女性人材を一貫して支援するため産学官からなる支援体制「理工系女子応援ネットワーク」の連携を強化し，各大学・企業等で実施しているイベントを取りまとめた企画である「夏のリコチャレ～理工系のお仕事体感しよう！～」等の

開催を通じて，女子生徒等の理工系分野への進路選択を支援する。また，理工系女性人材のキャリア形成等に関するシンポジウムを開催するとともに，ロールモデル情報を発信する。さらに，女子児童・生徒等の理工系分野への進路選択を促進するために必要な調査研究や情報提供を行う。

国立研究開発法人科学技術振興機構では，女子中高生の理系分野への興味・関心を高め，適切な理系進路の選択を可能にするため，大学や民間企業等の女性研究者・技術者をはじめとした科学技術分野を背景に持った社会人や理系分野で学ぶ大学生等と女子中高生の交流機会の提供や，実験教室・出前授業の実施等，地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を引き続き実施する。

第7章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

(包括的な健康支援のための体制の構築)

内閣府では，女性応援ポータルサイトを活用し，女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行う。

厚生労働省では，毎年3月1日から同月8日までの「女性の健康週間」を活用し，国及び地方公共団体，関連団体等社会全体が一体となって，各種の啓発活動等を展開するとともに，地方公共団体が同週間に実施している取組を集約し，ホームページで公表し，女性の健康づくりを推進する。

乳がん及び子宮頸がんについては，引き続き，科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて，早期発見や死亡率の減少に努めることとし，個別の受診勧奨・再勧奨やクーポン券等の配布とともに，精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進める「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施し，女性の健康の保持増進につなげていく。

また，厚生科学研究費補助金において，女性の健康支援に関する情報提供サイト「ヘルスケアラボ」

の運営，女性の健康を支援する立場にある専門職の育成に広く活用されるための教本の作成等，女性の健康の包括的支援に向けた研究を推進する。

(ライフステージ別の取組の推進)

内閣府では，女性応援ポータルサイトを活用し，個人が妊娠，出産等についての希望を実現することができるよう，個々のライフデザインやキャリアの形成に関する普及啓発を行う。

文部科学省では，学校において，健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに，児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進する。

性に関する指導については，学習指導要領ののっとり，児童生徒の発達段階を踏まえるとともに，保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう，学校関係者等に対し周知徹底を図る。

厚生労働省では，HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに，早期にHIV感染を発見し，治療につなげることができるよう，利用者の利便性に配慮した検査・相談を実

施する。

「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(エイズ予防指針)(平成30年厚生労働省告示第9号)に基づき、効果的な普及啓発や検査・相談体制の充実・拡大、医療の提供等、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療関係者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開する。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」(平成12年厚生省告示第15号)に基づく対策の推進を図る。

職場における健康管理については、「職場の健康診断実施強化月間」(9月)等を通じて労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図る。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェック(平成27年12月創設)の実施とその結果に基づく面接指導の実施等の適切な履行確保を図る。

さらに、平成31年4月に施行された改正労働安全衛生法及び改正労働安全衛生規則に基づく指導を引き続き実施する。

(健康を脅かす問題についての対策の推進)

政府では、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定)に基づき、関係省庁が連携を密にして、引き続き薬物乱用の根絶に向けた取組の一層の推進を図る。

警察では、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り等により薬物の供給の遮断を図るとともに、規制薬物等の乱用者の徹底検挙や広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図る。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めるほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

文部科学省では、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、効果的な指導方法や内容の検討等を行う都道府県教育委員会等に対する支援を行うとともに、大学生向けの啓発教材の作成等を行う。

また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について総合的に解説した啓発教材(小・中・高校生用)の作成等を行う。

さらに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組の支援を行う。

厚生労働省では、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動の実施や、啓発資材の配布等を通じて、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の危険性・有害性に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進し、薬物乱用防止対策の充実を図る。

そのほか、指定薬物の迅速な指定等により、危険ドラッグの監視・取締り体制の整備を進めるほか、指定薬物等による健康被害が起きないように、国、都道府県等の関係機関が連携して、指定薬物等の流通等の監視、健康被害等に係る情報収集、及び国民に対する情報提供を効果的に実施する。

加えて、受動喫煙対策を徹底するため、平成30(2018)年7月に健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第73号)が成立し、令和2(2020)年4月より全面施行された。同法に基づく対策を着実に実施するとともに、東京2020大会に向け、各種支援策の推進、普及啓発の促進も含め、総合的かつ実効的な取組を進める。

また、都道府県等の実施する、若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や、食生活の改善を継続的に進められる環境整備等糖尿病の発症予防に資する取組等を支援する。

第2節

妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、地域において安心して産み育てることができるよう、引き続きリスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療を提供する総合周産期母子医療センター等に対する財政支援を行うほか、分娩施設が少ない地域において、新規に分娩施設を開設する場合などの施設・設備整備や、産科医の不足する地域の医療機関への産科医の派遣に対する財政支援等を行う。また、令和2(2020)年度からは、妊婦が安心安全に受診できる医療提供体制を整備するため、産科及び産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施や医師が妊婦の診療について必要な情報を得られる相談窓口の設置に対する財政支援を

行う。

また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することとしており、安全・安心な出産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠、出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図る。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）において、薬が胎児へ与える影響等の最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じる。また、小児用医薬品の安全対策の更なる推進を図るため、「小児と薬情報センター」（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）で収集された小児用医薬品の使用情報や、その他これまでに得られている情報を整理収集し、専門家等が参加する検討会で評価の上、必要な情報提供を行う。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対してきめ細かな相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行い、箇所数を増加するとともに、令和元（2019）年12月に公布された母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）を踏まえ、地域の実情に応じて、退院直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進していく。

さらに、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等において相談援助、特定妊婦等に対する産科受診等支援や若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保等を行う。（女性健康支援センター：令和元（2019）年7月1日時点76か所）。

そして、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用について助成を行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額になることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成の拡充（15万円→30万円）を引き続き実施する。

人事院では、国家公務員における不妊治療と仕事の両立の観点から、民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく。

このほか、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法について、法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行う（第2章第2節及び第4章第1節参照）。

また、働く妊産婦の母性を守るため、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図る。また、企業や女性労働者等に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」の運営等を行う。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法に違反している企業に対して指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。

さらに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進する。

第3節

医療分野における女性の参画拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行う。また、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、女性医師バンクによる職業あっせん等を実施する。

さらに、令和2（2020）年度においては、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関を各地域で選定し、復職支援から継続した勤務まで、パッケージとして女性医師支援を行うための経費につい

て財政支援を行い、女性医師が働き続けやすい環境の充実を図る。

看護職員については、引き続きナースセンターによる復職支援や、プラチナ・ナース活用に向けた支援を行っていく。また、医療現場における暴力・ハラスメント対策については令和元（2019）年度の研究成果を踏まえ、医療機関におけるマニュアル作成の指針をまとめるとともに、e-ラーニング等の教材の作成、周知を図っていく。

第4節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

文部科学省では、国民一人ひとりが、日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ラ

イフ」という姿の実現のため、地方自治体、産業界等の様々な主体と連携し、性別や年代、個人の関心や適性等に応じたスポーツの実施を提供するための具体的取組を実施するとともに、スポーツの実施の習慣化につながる取組を支援する。

また、令和元（2019）年度に策定したスポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉により、中央競技団体における女性理事の目標割合を40%以上と設定することを求めるとともに、必要な研修の実施などを通じて、スポーツ団体の運営を担うスポーツ団体における女性役員の育成を支援する。

さらに、女性アスリートの国際競技力向上に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医・科学サポート、優れた女性コーチの育成を継続する。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されることから、内閣府では、令和2（2020）年4月20日から新たな相談窓口として、「DV相談＋（プラス）」を開始した。DV相談プラスでは、多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間電話相談対応、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。

また、内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進するため、「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から同月25日まで）における広報の実施等により、社会の問題意識を高めるとともに、多様な暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関との連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

また、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等により的確な施策を推進する。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、相談窓口や法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助（平成30（2018）年1月24日から運用開始）等の犯罪被害者支援業務を行う。また、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援を行う。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務、被害者参加旅費等の支給等の支援を行う。

第2節 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

内閣府では、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の推進を図る。さらに、配偶者等からの暴力の被害者に対する包括的な支援に向けて、自治体における民間団体との連携により、令和2（2020）年以降、加害者プログラムの試行実施を行い、プログラム実施の在り方と必要な取組を検討する。さらに、DV被害者等の支援を行う民間シェルター等の取組の促進を図るため、民間シェルター等と連携して先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、被害者のニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行うパイロット事業を実施する。また、DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を引き続き推進する。

法務省の人権擁護機関では、関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの認識の下、引き続き、被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、被害者の個々の事情を勘案の上、十分な配慮の下、事案に応じ、在留期間更新許可、在留資格変更許可又は在留特別許可に係る判断を行い、被害者の法的地位の安定を図るなど人道上適切に対応していく。

厚生労働省では、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援するとともに、婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図る。また、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設や、研修実施主体の拡大を図る。さらに、婦人相談所一時保護所及び婦人保

護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図り、また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう引き続き措置する。

第3節 ストーカー事案への対策の推進

ストーカー対策に関する関係省庁では、引き続き「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議、平成29年4月改訂）に基づく取組の確実な実施を図る。警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）その他の法令を積極的に適用し、加害者の積極的な検挙を行うなど、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性の認められる事案に一元的に対処するための体制による迅速かつ的確な組織的対応を徹底する。また、関係機関と連携し、被害者等の安全を確保するための措置を行うとともに、「被害者の意思決定支援手続」の実施や一時避難に係る宿泊費の公費負担措置等による迅速かつ的確な対応を徹底する。さらに、警察官が、地域精神科医等にストーカー加害者への対応方法や、治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進する。加えて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進する。

厚生労働省では、婦人相談所等において、引き続きストーカー被害者等の支援を実施する。

第4節 性犯罪への対策の推進

政府では、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、令和2（2020）年6月11日に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定した。これ

に基づき、令和2（2020）年度から4（2022）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととしている。

警察では、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や性犯罪指定捜査員の指定、警察官等を対象とした研修の充実等、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくりに向けた施策を推進する。また、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組む。さらに、警察庁において、地方公共団体等と連携して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行う。

加えて、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じる。

内閣府では、地方公共団体の職員や性犯罪・性暴力被害者の支援を行う相談員を対象としたオンライン研修を行う。また、全国共通の短縮番号によるナビダイヤルを年度内に導入し、被害者がより相談しやすい環境を整える。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、センターの運営の安定化及び質の向上が図られるよう、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間対応の推進や支援員の処遇改善等を含め、各都道府県の実情に応じた取組を支援し、性犯罪・性暴力被害者支援の更なる拡充を図る。

また、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、平成29（2017）年5月に策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」等に基づき、SNSや薬物（レイプドラッグ）等に起因する問題も含め、引き続き、問題の根絶に向けて取組を推進する。

法務省では、平成29（2017）年7月に施行された、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正す

る法律（平成29年法律第72号）の附則第9条に基づき、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための刑事法の在り方について検討を加えるため、「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催し、法改正の要否・当否について幅広く議論を行う。また、刑事手続の運用の在り方に関しても、被害者の事情聴取の在り方について、より一層適切なものとなるような取組を更に検討する。加えて、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実に向け、刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充や出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策について検討を行う。

文部科学省では、子供を性暴力の当事者にしないための教育を推進するため、わかりやすい教材や啓発資料を作成するとともに、学校側で相談を受ける体制を強化し、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図る。

また、児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導するとともに、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、より厳しく見直すべく検討する。

厚生労働省では、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修」を実施する。

また、都道府県、指定都市の精神保健福祉センターにおいて、性犯罪によってPTSD等の精神的な症状が引き起こされた者に対して、精神保健福祉に関する相談支援等を実施する。

さらに、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

第5節 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

政府では、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図りつつ、国家公安委員会によ

る総合調整の下、児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害の撲滅に向け、国民意識の向上のみならず、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。

(子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等)

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を推進し、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

また、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するとともに、性的虐待等の被害を受けた少年に対してその特性に配慮した継続的な支援を行う。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知等に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、性犯罪被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所の相談体制等の充実を支援する。

法務省では、少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの心理相談等に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見を含め、相談体制の充実を努める。

法務省の人権擁護機関では、若年層におけるコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況を踏まえ、令和元(2019)年8月から、愛知県在住の方を対象として、名古屋法務局においてLINEによる人権相談窓口を設置し、人権相談を実施している。令和2(2020)年度は、これに加えて、東京法務局においても東京都内の方を対象として、LINEによる人権相談窓口を設置する予定である。

また、法務省、警察庁及び厚生労働省においては、

被害児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を推進し、引き続き、被害児童の事情聴取の場所・回数・方法等に配慮する。

(児童ポルノ対策の推進)

警察では、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループによる悪質な事犯等に対する取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する支援等、総合的な児童ポルノ対策を推進する。

また、SNSに起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係団体及び関係事業者に対してサービスの態様等に応じた自主的な対策の強化を働きかける。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行う。

(児童買春対策の推進)

警察では、引き続き、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等に基づき、児童買春の取締りを強化するとともに、被害児童に対する支援のほか、SNS上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止する広報啓発活動を推進する。

また、児童を組織的に支配し、SNS等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した形態の営業に従事させる事犯等の悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、被害児童に対する適切な支援等を推進する。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するため、スマートフォン等のインターネット接続機器へのフィルタリ

ングの普及促進を図る。

(広報啓発の推進)

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（平成30年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）」という。）に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの公表・配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施する。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等のほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、出会い系サイト及びSNSに起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る（第11章第4節参照）。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、セミナーの開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行う。

また、教育委員会の研修等への講師派遣も実施する。

第6節 売買春への対策の推進

警察では、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化する。関係省庁は、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

厚生労働省では、婦人相談所等において、引き続き売買春の被害女性等の支援を実施する。

第7節 人身取引対策の推進

人身取引（性的サービスや労働の強要等）に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ

包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進する。また、人身取引議定書の締約国として、国際社会と連携して人身取引撲滅及び被害者保護に努めていく。

第8節 セクシュアルハラスメント防止対策の推進

平成30（2018）年6月に取りまとめた緊急対策（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、引き続き、政府を挙げてセクシュアルハラスメントの被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を推進する。

厚生労働省では、職場におけるセクシュアルハラスメントについて、改正男女雇用機会均等法及び「セクハラ指針」の周知啓発を図るとともに、法違反があった場合には是正指導を行うなど、その履行確保に取り組む。さらに、セクシュアルハラスメントによる精神障害の労災補償について引き続き周知するとともに労働者からの相談に適切に対応する。

人事院では、「国家公務員ハラスメント防止週間」の実施、講演会等の開催、各府省担当者会議の開催等を通じ、セクシュアルハラスメントの防止等についての職員の意識啓発及び各府省における施策の充実を図るとともに、外部の者からの相談事務等の適切な運用を図る。また、「ハラスメント防止研修」の指導者養成コースの実施を通じ、各府省におけるセクシュアルハラスメント等の防止を図るための研修の実施を支援する。さらに、幹部・管理職員を対象としたハラスメント防止研修の実施により、ハラスメントを防止する上で身につけておくべき知識等を付与する。

文部科学省は、教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止のための取組等、必要な対策を進める。

第9節 メディアにおける性・暴力表現への対応

内閣府では、青少年がインターネット上に流通する性表現や暴力表現等の青少年の健全な成長を阻害

する違法・有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするため、青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進する。

警察では、引き続き、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報等について、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等を通じて早期に把握し、検挙や削除依頼等の措置を講じるとともに、関

連事業者によるブロックングの自主的実施のために、関連する情報を提供する。また、関係機関・団体、産業界等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。さらに、インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を推進する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る（第11章第4節参照）。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施する。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、セミナーの開催等必要な施策を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように努める。

第9章

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

（就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組）

厚生労働省では、適用拡大が短時間労働者の働き方や企業経営に与える影響を踏まえつつ、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2（2020）年5月に成立したところであり、その円滑な施行に努める（第2章第5節参照）。また、複合的な課題を抱える生活困窮者について、第196回通常国会で成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成25年

法律第105号）に基づき、相談支援、就労支援、家計改善支援等の実施を着実に推進し、生活困窮者に対する包括的な支援体制を強化していく。

（ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり）

内閣府では、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）等に基づき、地域の実情に即した施策に取り組んでいる地方公共団体への支援を行うとともに、引き続き官公民の連携・協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を発展させていく。令和2（2020）年度においては、支援が必要な子供や家庭に確実に支援を届けるため、地方公共団体、NPO等支援団体を始めとする関係者の連携体制の整備、顔の見える交流や企業の経済活動等と絡めた多様な形態による国民運動への参加の促

進等を更に展開していく。

厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開していく。また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号）等に基づき、施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行う。さらに、平成27（2015）年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）に基づき、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援等の総合的な支援を実施する。

具体的には、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するとともに、児童扶養手当の現況届の時期等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を整備する。さらに、ひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりや、ひとり親家庭に対して生活支援員（ヘルパー）の派遣等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を引き続き実施する。また、就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金や、地方公共団体が指定した教育訓練講座を修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金等の支給を実施する。また、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を実施する。

文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を行う。

例えば、初等中等教育段階における取組として、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行い、予算単価の増額など制度の充実を図る。

後期中等教育段階における取組としては、年収目

安910万円未満の世帯の生徒の授業料を支援する「高等学校等就学支援金」等や低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」に加えて、新たに創設した「高校生等専攻科の生徒への修学支援」を実施する。また、「高等学校等就学支援金」の制度改正により、私立高等学校等に通う年収目安590万円未満の世帯の生徒を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

また、高等教育段階における取組として、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月公布）に基づき、令和2（2020）年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充を行うこととしている。また、平成29（2017）年度に希望者全員に対する貸与を実現した無利子奨学金について、引き続き貸与基準を満たす希望者全員に貸与する。大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給する。

また、地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童生徒を含め、希望する全ての小・中・高校生を対象とした地域住民等の協力による原則無料の学習支援（いわゆる地域未来塾等）を推進する。

このほか、地域における家庭教育支援に関する取組を推進するため、家庭教育支援員の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の取組に加え、支援が届きにくい家庭への相談対応等の充実に向けた取組などを支援する。

法務省では、養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット（合意書ひな形を含む。）を離婚届用紙の交付を求める当事者に離婚届用紙と同時に配布する取組を引き続き行うとともに、民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにしたほか、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設したため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

(子供・若者の自立に向けた力を高める取組)

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における設置・活用を引き続き推進するほか、地方公共団体における「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保を引き続き推進する。また、アウトリーチ（訪問支援）に関する研修を始めとする各種研修を引き続き実施する。

さらに、平成30（2018）年度に実施した満40歳以上の者を対象としたひきこもりに関する調査の結果について、公的機関や民間支援機関の職員を対象とする研修などを通じて引き続き広報する。

文部科学省では、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

さらに、高校中退者等の高卒資格の取得に向けた学習相談及び学習支援を実施するため、地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援等における高校中退者等の学習相談・学習支援を可能とする体制のモデル構築を行う事業を実施する。

厚生労働省では、若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、「新卒応援ハローワーク」等を拠点に、新規学校卒業者や中途退学者、未就職卒業者に対する正社員就職の支援を実施するとともに、フリーター等の非正規雇用で働く若者に対しては、「わかものハローワーク」等を拠点に正社員就職に向けた支援を引き続き実施する。

また、「地域若者サポートステーション事業」について、高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携し、切れ目のない支援アプローチを強化する。

さらに、各都道府県、指定都市において、ひきこもりに特化した相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」による支援を引き続き推進する。

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(高齢者が安心して暮らせる環境の整備)

厚生労働省では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組む。また、シルバー人材センターを通じて、高齢者の多様なニーズに応じた就業の促進を図る。また、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し引き続き推進を図る。

国土交通省では、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護や医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した民間金融機関によるリバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。

総務省では、高齢者や障害者が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者や障害者向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対し、助成を行う。また、クラウドを活用し標準に準拠した双方向の情報連携を進めることにより、効果的な地域包括ケアや地域を越えた広域のデータ連携を実現するため、電子健康記録（Electric Health Record：EHR）を運営する法人に対し、補助を行う。

また、高齢者や障害者がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、平成30（2018）年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を踏まえ、引き続き、放送事業者の自主的な取組を促すとともに、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作等に対する助成を行うこと等により、字幕放送、解説放送及び手話放送の拡充を図っていく。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の開発及び実用化を支援する。

消費者庁では、引き続き、高齢者や障害者等の消費者被害の防止のため、消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るためのネットワークが構築されるよう、地方公共団体に対し説明等を実施するほか、先進事例の公表や手引きの周知等を通し、消費者安全確保地域協議会の設置促進を図る。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者等の悪質商法被害や製品事故等に関する注意情報及び相談機関の情報等を、報道機関への情報提供やメールマガジン「見守り新鮮情報」の発行等、多様な手段を用いて周知を図る。

文部科学省では、高齢者等の消費者教育を推進するため、消費者教育の取組事例等の情報提供などを行うとともに、地方公共団体へ文部科学省消費者教育アドバイザーの派遣を行う。

内閣府は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

（障害者が安心して暮らせる環境の整備）

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30（2018）年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組むとともに、幅広い国民の理解を得られるよう、積極的な広報・啓発活動を進めていく。

内閣府では、平成28（2016）年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の実効性ある施行のため、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、広く社会にその取組を働きかけていく。

また、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表する。

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信

号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進する。

国土交通省では、バリアフリー法に基づき、政令又は省令で定める移動等円滑化基準への新設する施設等に対する適合義務及び既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）において令和2（2020）年度末までの整備目標を定めている。平成27（2015）年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」において、バリアフリー化の更なる推進を図ることとされている。また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動円滑化促進地区及び重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。加えて、平成31（2019）年4月1日に全面施行した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）について、改正内容の周知を徹底するとともに、第201回国会において成立した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）を踏まえ、関係制度、関連施策の見直し等を行い、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進する。高齢者、障害者、妊婦や子供連れをはじめとする誰もがスムーズに通行できるよう、多様なニーズ調査を行い、道路構造の工夫等を盛り込んだガイドラインを策定するなど、道路のユニバーサルデザインを推進する。

厚生労働省では、近年、障害者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現

するとともに、本人の希望に応じた職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）や「障害者雇用対策基本方針」（平成30年厚生労働省告示第178号）等を踏まえた就労支援について、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」やハローワークと地域関係機関との連携による「求職者向けチーム支援」の推進、障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を充実・強化することにより、一層の推進を図る。

また、平成28（2016）年4月より施行された、障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別禁止や合理的配慮の提供義務について、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、必要に応じて都道府県労働局やハローワークにおける助言・指導等の取組により、引き続き、その着実な実施を図る。

加えて、令和元（2019）年の障害者雇用促進法の改正により、障害者活躍推進計画の作成・公表義務が令和2（2019）年4月1日に施行されたことにより、各機関が定めた障害者活躍推進計画に基づき、各機関において障害者の活躍を推進する体制整備や、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理等の障害者雇用に関する取組を適切に推進する。また、改正障害者雇用促進法のうち、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度及び週所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度が創設されたことから、こうした新制度の円滑かつ適切な施行を進めていく。これらの取組により、障害者にとって活躍できる職場環境の整備や定着支援等に係る取組を推進していく。

（外国人が安心して暮らせる環境の整備）

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行う。また、日本語を自由に話すことの困難な

外国人等からの人権相談については、新聞やインターネット等を用いて周知広報を行うとともに、引き続き、全国50か所の法務局・地方法務局に10言語に対応した「外国人のための人権相談所」及び「外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911（全国共通）」のほか、2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置し相談対応を行う。

出入国在留管理庁では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、引き続き、被害者である外国人について、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図る。

法テラスでは、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たり、当該被害者が日本に住所を有し、適法に在留している場合であって収入等の一定の要件を満たすときには、民事法律扶助が活用可能であること及び刑事訴訟において被害者参加制度を利用するに当たって、公判廷への出席に要する旅費等が支給されること（被害者参加旅費等支給制度）、収入等の一定の要件を満たす場合には、国選被害者参加弁護士を選定を請求することが可能であること（被害者参加人のための国選弁護士制度）について、多言語で情報提供し、その周知を図るとともに、これらの法的援助を実施する。

文部科学省では、就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組への補助を引き続き行う。

また、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援や外国人高校生に対する包括支援等の指導・支援体制の整備等に係る地方公共団体の取組等を引き続き支援する。加えて、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図るための研修用動画コンテンツや来日したばかりの外国人児童生徒が、日本での学校生活等について理解を深めてもらうための動画コンテンツを作成・提供するほか、外国人児童生徒等の集住化・散在化、

それぞれにおける課題を解決する先進的なプログラムの開発を実施する。

さらに、子供たちが広い視野を持って多様な価値感を受容しながら、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解多文化共生の教育を推進する。

文化庁では、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用や、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりの推進を実施する。

厚生労働省では、引き続き、ハローワークに通訳員等を配置し、きめ細かな職業相談体制の整備、多言語対応の更なる充実などを行い、外国人労働者の安定的な就労の促進に取り組んでいく。配偶者からの暴力被害者である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進する。

政府では、人身取引対策行動計画2014に基づき、

関係行政機関が連携して、人身取引対策の取組を進める（第8章第7節参照）。

(性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応)

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等を背景として、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、被害者の救済を進める。

文部科学省では、学校教育において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更）に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切に教育の推進を図る。社会教育では、社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図る。

第10章

男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行)

社会保障制度については、厚生労働省では、適用拡大が短時間労働者の働き方や企業経営に与える影響を踏まえつつ、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2（2020）年5月に成立したところであり、その円滑な施行に努める（第2章第5節参照）。

民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

旧姓使用の拡大に向けて、総務省では、希望する者に係る住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が可能となるよう、関係法令の改正を行った（令和元（2019）年11月5日施行）。

外務省では、旅券について、令和2（2020）年度を目途に、本人からの届出により旧姓併記が可能となるよう、検討を進める。

内閣府では、各種国家資格等でさらに旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけ等を行う。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、調査検討を行う。

（男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備）

政府は、新たな「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）に基づき、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備などに取り組んでいる。

子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育等、地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、その担い手を確保する必要があることから、育児経験豊かな地域の人材を対象として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得する子育て支援員研修事業を実施するとともに、それら支援の担い手の資質向上等を目的として、職員の資質向上・人材確保等研修事業及び指導者養成等研修事業を実施する。加えて、保育士等の処遇改善として、令和元（2019）年人事院勧告に準拠した、1.0%の処遇改善を実施する。

女性の就業率の上昇や、保育の利用申込者数の伸びが加速している中、平成29（2017）年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和2（2020）年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備を進めている。

加えて、保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、引き続き総合的な対策を講じる。

また、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性の観点から令和元（2019）年10月より開始した幼児教育・保育の無償化を、引き続き着実に実施する。

厚生労働省と文部科学省は、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう平成30（2018）年9月に、令和元（2019）年から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を共同で策定した。同プランでは、放課後

児童クラブについて、令和5（2023）年度末までに約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を行うとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指している。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。さらに、子供の主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性等の向上を図ることとしている。令和2（2020）年度は、放課後児童クラブについて、施設整備費の国の補助率を1/3から2/3への引上げを継続するとともに、放課後児童支援員等の処遇改善などの人材確保対策等を推進する。

厚生労働省では、子育て家庭等の不安感や負担感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を促進する。

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども及びその保護者等、又は妊産婦がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う「利用者支援事業」（基本型・特定型）を促進する。

厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

また、全国の主要なハローワークに設置された「人材確保対策コーナー」において、福祉分野等のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。

介護人材の確保のため、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナーの実施、介護職員に対する悩み相談窓口の設置等への支援等を地域医療介護総合確保基金に新たに位置付ける。また、介護職の魅力や社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促

進するため、介護を知るための体験型イベントの開催や、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践による介護の提供体制や、地域の事業者間・他職種連携による介護業務効率等について、先駆的に実施される取組を支援し、その全国展開を図るなど、多様な人材の確保等に向けた取組を推進する。

さらに、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（平成27年厚生労働省告示第267号）に基づき、介護労働者の身体的負担の軽減に資する介護福祉機器を導入した事業主や、賃金制度の整備等を行った事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善の相談援助及び実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習を実施する。また、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、介護事業所の雇用管理改善に係る好事例把握やコンサルティング等を行う事業を引き続き実施する。

国民が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指す。

また、子の看護休暇等について時間単位での取得を可能とすることを規定した改正法令（令和3（2021）年1月1日施行）について、円滑な施行が図られるよう、改正内容の周知を図る。

国土交通省では、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて子育て支援施設等の生活支援施設の導入を図る取組への支援、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行う。

さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進するほか、公共交通機関、公共施設等におけるバリアフリー化を踏まえ、ベビーカーの利用等、子育てしやすい環境づくりに向けた取組を行う。

加えて、全国の高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、令和3（2021）年度を目途に、24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を完了させるなど、高速道路のサービスエリアや「道の

駅」における子育て応援の取組を推進する。

消費者庁では、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進し、子供の事故防止に取り組む。具体的には、保護者等に向けた注意喚起を行うとともに、事故予防の注意点などを「子ども安全メールfrom消費者庁」や「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」で発信する。このほか、各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の不慮の事故予防に関する啓発活動も行っていく。

また、平成28（2016）年に設置した「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子供の事故の実態及び事故防止に向けた各種取組等について情報交換し、効果的な啓発活動の実施等についての検討を引き続き進めるとともに「子どもの事故防止週間」を令和2（2020）年度も実施し、関係府省庁が連携して集中的な広報活動を実施していく。

また、令和元（2019）年6月18日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において策定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、厚生労働省、文部科学省、国土交通省及び警察庁では、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を推進する。

加えて、警察庁では、子供の通行が多い生活道路等での交通指導取締りに活用できる可搬式速度違反自動取締装置の全国的な整備拡充を図り、子供の交通安全の確保に取り組む。

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

政府は、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の更なる充実を図る。

内閣府では、男女共同参画に関する施策について

第11章

教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

第1節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民全てに男女共同参画の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府では、男女共同参画に関する国、地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等による情報発信を行う。また、6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において、「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」「ワクワク・ライフ・バランス」をキャッチフレーズに定め、広報・啓発活動において活用する。

国立女性教育会館では、男女共同参画や女性の活躍推進等に関する統計情報等のリーフレット作成・配布等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及に努める。また、同会館のホームページのほか、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」により、収集した資料・情報等を広く公開するとともに、調査研究の成果を一次資料公開のためのシステム（リポジトリ）を通じて提供する。

第2節

男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、男性の家事・育児等への参画促進に関する普及啓発活動を行う（第2章第3節参照）。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を引き続き実施する（第2章第2節参照）。

第3節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

（男女平等を推進する教育・学習）

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の教科等、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図る。

また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進する。

国立女性教育会館では、高等教育機関における男女共同参画の推進のため、大学等の教職員を対象とした「大学等における男女共同参画推進セミナー」を実施する。また、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成に関わる機関の職員を対象とした「学校における男女共同参画研修」を実施する。さらに、男女共同参画を推進するリーダー等の人材の育成・研修の実施、「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」や「男女共同参画統計に関する調査研究」を行う。また、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

（多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実）

文部科学省では、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学や専修学校

等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムを、職業実践力育成プログラム（BP）やキャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定し、女性を含む社会人の学び直しを支援する。

また、大学・専修学校等の教育機関が産業界等と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組等を推進する。進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

さらに、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行う。

次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校・大学で活用できるライフプランニング教育プログラムや教員研修プログラムの開発を行う。

経済産業省では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力とキャリアオーナーシップを持つことの必要性を整理した「人生100年時代の社会人基礎力」について大学教育や女性を含む社会人を対象とした研修等を通して普及を図る。

国立女性教育会館では、第4次基本計画等で示された政府の政策に沿って、男女共同参画を推進するためのリーダーや次代を担う女性人材等の育成・研修、基盤整備のための調査研究を実施する。また、多様な主体へホームページやSNSなどのICTを活用した広報・情報発信を充実・強化し、アジア地域等の女性のエンパワーメント支援や、eラーニングによる教育・学習支援の推進を図る。さらに、男女共

同参画の教育・学習を促進するために、放送大学と連携してオンライン講座を実施する。

第4節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

内閣府では、メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。

また、青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。また、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進する（第8章第9節参照）。

総務省では、子供の健全な育成とメディアの健全な利用の促進に必要となるメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）向上・育成を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等^{5,6}の普及を図る。さらに、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」⁷を平成21（2009）年度より毎年更新・作成して公表し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用する。また、青少年のインターネット・リテラシーを可視化する取組を行い、リテラシー向上施策の推進に努める。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施する。

⁵ 総務省 「放送分野におけるメディア・リテラシー」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html

⁶ 総務省 ICTメディアリテラシーの育成
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html

⁷ 総務省 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、フィードバック等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を促進する。

第5節

学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、メディア業界における政策・方針決

定過程への女性の参画の拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

文部科学省では、各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかける。

第12章

12

男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

第1節

防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向け、第4次基本計画や「防災基本計画」令和2（2020）年5月）を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、防災施策に男女共同参画の視点を導入する。

内閣府では、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月作成）に基づき、様々な機会を捉え、周知を図るとともに、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の活用及びアドバイザー派遣等を通じて、地方公共団体における防災部局・男女共同参画部局が連携して、男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できる職員の育成や、地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーの育成に資する防災・復興に係る研修の実施を促進する。

第2節

復興における男女共同参画の推進

内閣府では、引き続き、福島県において、震災に

関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する、相談窓口を設けて相談を受け付けるとともに、全国からアドバイザーを派遣して、相談員の相談対応能力の向上を図り、地元行政機関相談窓口への移行を促進するための研修等を実施する。

復興庁では、男女共同参画の観点から、コミュニティ支援やまちづくり等、被災地の復興の具体的な取組を進めるに当たって参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか、被災地の地方公共団体等のニーズに沿った支援等を行うことにより、東日本大震災からの復興のあらゆる場への男女共同参画の視点の浸透を一層促進する。

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

第58回国連女性の地位委員会（CSW）「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等やG20サミットの機会に発表された「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（平成31（2019）年）を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施する。

第13章

男女共同参画に関する 国際的な協調及び貢献

第1節

女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な男女共同参画・女性活躍に係る動きと連動してこれを推進してきており、女子差別撤廃委員会、CSWを始めとする国際会議等における議論や、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。

令和2（2020）年3月には、女子差別撤廃条約第9回定期報告のための委員会からの事前質問票が接到しており、回答をすべく準備を進める。そのほか、我が国政府として必要な取組等を行う。

第2節

男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

政府は、平成27（2015）年2月に閣議決定した「開発協力大綱」及びそれに基づく「女性の活躍推進のための開発戦略」に則り、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに積極的に取り組む。

また、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進する。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））や、紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表を始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対

する積極的な協力を努める。加えて、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金への拠出を通じて、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を支援する。さらに、平和構築の観点から、女性を被害者の側面で捉えるだけでなく、国連安保理決議1325号女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）及び関連決議履行のため平成27（2015）年に策定し、平成31（2019）年3月に改訂した第二版の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」に基づき、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。平成30（2018）年4月のG7プロセスにてG7女性・平和・安全保障（WPS）パートナーシップ・イニシアティブが発表されたところ、日本がスリランカをパートナー国とし、令和元（2019）年度から開始したスリランカのWPS行動計画の策定及び紛争寡婦世帯のエンパワーメントを含めたWPSアジェンダ推進を、引き続き支援する。さらに、平成29（2017）年7月のG20ハンブルク・サミットで立ち上げられた女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）に対しても、トップドナーの一つとして積極的に貢献していく。

保健分野においては、平成27（2015）年9月に、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継となる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され、MDGsから引き続き、乳幼児、妊産婦死亡率の削減や三大感染症対策、性と生殖の健康サービスの普及の改善等が目標となっている。

「平和と健康のための基本方針」（平成27年9月健康・医療戦略推進本部決定）の下、引き続き取組の必要な母子の課題、また女性の健康の課題に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を通じて取り組み、また、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」の履行を通じ、女性の健康課題解決に貢献していく。さらに、今後のUHC推進のため、平成29（2017）年12月のUHCフォーラム2017の際に表明した保健、栄養、水・衛生分野に対する支

援を通じ、女性の健康維持・改善に取り組んでいく。

教育分野では、平成27(2015)年9月に発表した、我が国の教育協力政策である「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、女性・女児のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施していく。

国際社会における我が国の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、日本の特徴を生かしたテーマ（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）の対外発信に努める。また、令和2(2020)年度も「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、平和構築・開発の分野で文民専門家として活躍できる人材を発掘・育成するとともに、国際機関等でのキャリア構築を支援する。現在、国連は女性職員の採用に力を入れており、また、平和維持活動においても女性職員の不足が指摘されていることなどから、当該事業の実施が国連機関における邦人女性職員の増強につながることも期待される。加えて、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加を積極的に進めるとともに、国際機関への就職支援を強化する。また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。

令和2(2020)年は、「北京宣言・行動綱領」が採択されてから25周年にあたり、平等を目指す全ての世代フォーラムの開催が予定されていたが、5月に予定されていた閣僚級会合、7月に予定されていた首脳級会合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて延期され、それぞれ令和3(2021)年上半期に予定されている。また、令和2(2020)年10月にはマレーシアにおいてアジア太平洋経済協力(APEC)女性と経済フォーラムが、令和3(2021)年3月にはニューヨークの国連本部においてCSWが開催される予定であり、これらの関連する国際会議に、更に積極的に貢献していく。その上で、国連、UN Women、APEC等国際機関等や諸外国の国内本部機構等との連携・協力を努める。特に国連やUN Women等の国際機関との関係においては、ジェンダー平等の視点に立った新型コロナウイルス感染症への各種対応策を含む各種支援について連携

と協力を努める。

また、世界の各分野の第一人者の参加を得て第6回国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を開催予定である(開催時期未定)。

なお、平成28(2016)年から開始した「アジア・太平洋輝く女性の交流事業」を令和2(2020)年度は「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」として、日本、アジア・太平洋諸国及びアフリカの行政官や女性支援団体等の人材に対し、研修を行って能力の向上に資するとともに、国際交流を通じてネットワーキングを行う。